

雇用調整助成金、固定資産税軽減、第2次補正予算ほか

新型コロナウイルス対策として4月30日に令和2年度第1次補正予算が成立し、その実施が進められている最中です。今回はこれに関して(1)雇用調整助成金の手続きの簡素化 (2)固定資産税の軽減を取り上げます。

また、令和2年度第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、報道によると6月11日頃には国会で成立する模様です。今回は概要をお伝えし、今回は注目点をお伝えします。

I 雇用調整助成金特例措置 手続きが簡素化されました(令和2年5月19日以降)

1 簡素化等の内容

4月1日～6月30日までは、「緊急対応期間」として特例措置が取られています。マスコミにも「雇用調整助成金は、手続きが面倒すぎる」と取り上げられていますが、**5月19日以降は手続きが簡素化され**、特に従業員20人以下の小規模事業主へは思い切った簡素化されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

◆申請手続きの簡素化	
1 小規模事業主(概ね従業員20人以下)の場合	「実際に支払った休業手当額」からの助成額算定に変更(所定労働日数の計算をしないで申請ができる) 助成額 = 実際に支払った休業手当額 X 助成率
2 休業等計画届	5/19以降は提出不要(事業規模に関係なく初回を含め不要)
◆平均賃金額、所定労働日数の算定方法の簡略化 ※ 小規模事業主はこの計算は不要	
3(1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、源泉所得税の納付書から計算しても良い	
(2) 所定労働日数	算定方法を簡素化(例: 祝日を含む週休2日制は月20日・年240日、含まない週休2日制は月22日・年261日とする等)
◆申請期限の特例	
4 新型コロナウイルスの影響で休業等を行った場合	判定基礎期間(給与締日までの1ヶ月間)の初日がR2.1.24～R2.5.31までの休業申請期限を、 R2.8.31とする 。

2 申請に必要な書類

	書類名	備考
1	事業活動の状況の申立書	添付書類: 月ごとの売上などが分かる書類の写し
2	支給要件確認申立書	「はい」「いいえ」で回答
3	休業・教育訓練実績一覧表	エクセル(自動計算機能付き様式をダウンロードして使う)
4	助成額算定書	エクセル(同上)
5	支給申請書	エクセル(同上)
6	休業協定書(注) (ガイドブックにひな形あり)	添付書類: 労働者代表選任書 休業の前に 、休業手当の支払い率なども含め 書面による協定 がなされ、その決定に沿って休業を実施することが必要
7	事業所規模確認書類	添付書類: 労働者名簿及び役員名簿
8	労働・休日の実績	出勤簿、タイムカードやシフト表などのコピー
9	休業手当の実績	賃金台帳や給与明細のコピーなど

(注) 小規模事業主の場合、休業実績一覧表への署名捺印で代替し、協定書は添付不要

3 注意が必要なこと

休業とは、労働者が所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働できない状態を言うため、有給休暇はこれに該当しません。



4 第2次補正予算でさらに拡充されます

- (1) 雇用調整助成金の1日あたり上限額が8,330円から15,000円に拡充されます。
- (2) 「**休業支援金**」が創設され、休業手当が支給されない中小企業の労働者が、国に直接請求する制度が盛り込まれました。これは**非課税**となる方向のようです。

II 2021年度の固定資産税の軽減 認定経営革新等支援機関の確認書が必要

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定割合以上減少している事業者は、**2021年分の固定資産税の軽減**申請ができます。2020年分については軽減制度は無く、納税猶予のみです
 のでご注意ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

条 件	内 容
① 対象者は 中小企業者 であること	資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は個人事業主で従業員1000人以下であること。法人は、大企業の子会社等は対象外。 医療法人、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、宗教法人も対象となる。
② 一定程度以上の 事業収入減少	事業収入の減少が、2020年2月～10月までの任意の連続3か月間の前年同期比で 30%以上減少 か、または単月で50%以上減少したこと
③ 軽減対象は 2021年1月1日現在 所有の右の資産	<ul style="list-style-type: none"> 設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税 事業用家屋に対する都市計画税 (注1) <u>土地は対象にならない</u> (注2) 個人事業主の場合事業用割合分が軽減の対象になる
確認書提出	認定経営革新等支援機関等による「確認書」(上記①～③を証明)が必要。 これを添付して、市区町村に2021年1月末までに軽減申請する。
軽減率	▲30%以上 ▲50%未満 1/2軽減 ▲50%以上 全額免除 なお、事業譲渡など新型コロナウイルス感染症に関係のない、単なる事業規模の縮小の場合は対象とはならない。

注1 個人事業主の方が2020年の売上高集計を確定申告に合わせて行くと、2021年1月末の申請期限に間に合わなくなる恐れがあります。2020年は売上高を毎月まとめることが望まれます。

注2 持続化給付金では個人事業主の不動産収入の減少は対象になりませんが、固定資産税の軽減の制度では、不動産収入の減少も対象になります。

なお、弊事務所は認定経営革新等支援機関となっておりますので、ぜひご相談ください。



III 第2次補正予算の概要 (6月11日頃に国会で成立へ)

第2次補正予算(総額319,114億円)の概要は下記のとおりです。活用のため注目したいものです

項 目	内 容	予算額
1 資金繰り対策	① 実質無利子融資の継続・拡充、② 資本性資金の活用	116,390 億円
2 家賃支援給付金	テナント事業者に対して給付金を支給	20,242 億円
3 雇用調整助成金の拡充等	① 上限額を1日15,000円へ引き上げ ② 休業支援金制度の創設	4,519 億円
4 持続化給付金	対応強化	19,400 億円
5 事業再開支援	中小企業が行う事業再開用設備等への補助金	1,000 億円
6 その他	医療提供体制等の強化など	57,563 億円
7 予備費		100,000 億円

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_yosan_gaiyo.pdf

@ 6月の予定

- 6/10 ・ 5月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 6/30 ・ 4月決算法人の確定申告
・ 1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

